

**令和２年度九都県市首脳会議廃棄物問題検討委員会**  
**持続可能な資源利用促進事業に係る啓発キャンペーン等実施業務委託先の公募について**

1 業務名

令和２年度九都県市首脳会議廃棄物問題検討委員会持続可能な資源利用促進事業に係る啓発キャンペーン等実施業務委託先の公募について

2 目的

九都県市（埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、横浜市、川崎市、千葉市、さいたま市、相模原市）首脳会議に所属する九都県市首脳会議廃棄物問題検討委員会（以下「委託者」という。）は、①持続可能な資源利用促進事業及び②廃棄物の適正処理に関する事業を実施している。

令和２年度については、①「チャレンジ省資源宣言」について、取組に参加する事業者（以下「宣言事業者」という。）とともに域内住民等に対し、広く周知することでワンウェイプラスチック、容器包装及び食品廃棄物の発生抑制・減量化等を推進すること②「廃棄物の適正処理」について域内事業者及び域内住民等に対し、広く周知を行うことで「廃棄物の適正処理」を推進することを目的として活動を行う。

については、本事業の円滑かつ効率的な実施のため、企画及び実施に係る委託先を募集する。

3 業務概要

(1) 業務内容

別紙「令和２年度九都県市首脳会議廃棄物問題検討委員会持続可能な資源利用促進事業に係る啓発キャンペーン等実施業務委託仕様書」のとおり

(2) 契約期間

契約締結日から令和３年１月２９日（金）まで

(3) 事業費限度額

１，３５０万円（消費税及び地方消費税込み）

(4) 事業の対象

域内住民、域内事業者及び「チャレンジ省資源宣言」の宣言事業者等

※連携する宣言事業者（予定）

- ・製造部門 約２０社
- ・小売部門 約１５社
- ・外食部門 約５社

4 受託者選定方法

## 公募型プロポーザル方式

### 5 応募資格

次の条件を満たす企業もしくは団体（法人）とする。

- (1) 本事業に関するノウハウを有し、事業目的の達成及び事業計画の遂行に必要な組織、人員等を有していること。又はこれらを調達することができること。
- (2) 事業を円滑に遂行するために必要な経営基盤を有し、資金等について十分な管理能力を有していること。
- (3) 複数の法人が共同して実施する場合は、各企業間の責任と役割が明確に示されていること。また、事業の一部を外注や再委託する場合は、外注先や再委託先との責任と役割が明確に示されており、かつ、事業を適切に遂行できる企業等を選定していること。
- (4) 本事業の実施にあたって、委託者等との連絡調整や打合せに迅速かつ適切に対応できること。
- (5) 埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、横浜市、川崎市、千葉市、さいたま市及び相模原市のいずれかの入札参加資格を有していること。また、本プロポーザルの周知（通知）日から契約締結までの間、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、横浜市、川崎市、千葉市、さいたま市及び相模原市から入札参加停止・除外の措置を受けている期間がない者であること。

### 6 応募書類等の交付

#### (1) 交付方法

「九都県市首脳会議廃棄物問題検討委員会」ウェブサイト (<https://www.re-square.jp/>) からダウンロードすること。

#### (2) 交付期間

令和2年6月25日（木）から7月1日（水）午後5時まで

### 7 本件に関する説明会

本件に関する説明会は開催しない。本件の内容に関する質問がある場合については、「10 質問及び回答」を参照すること。

### 8 本件への参加意向の表明

本件に参加する事業者は、以下のとおり参加意向申出書を提出すること。

#### (1) 提出書類

参加意向申出書

#### (2) 提出期間

令和2年6月25日（木）から7月1日（水）必着

(3) 提出方法

持参又は郵送により提出すること。なお、郵送の場合は、発送時に電話連絡を行うこと。

(4) 提出先

「16 事業担当（問合せ先及び提出先）」を参照

9 提案資格の通知

「5 応募資格」の(1)から(5)の応募資格を満たすか確認し、参加意向申出書を提出した者に結果を通知する。

(1) 通知日

令和2年7月7日（火）までに通知する。

(2) 通知方法

電子メールにより通知書を送付する。

10 質問及び回答

本件の内容に関して質問がある場合は、以下の方法で質問を行うことができる。なお、質問に際しては、以下の事項を遵守すること。

(1) 受付期間

令和2年7月7日（火）から7月13日（月）午後5時まで

(2) 質問方法

質問書に記載し、電子メールにより提出すること。電子メールの送信後、必ず受信確認の電話連絡を行うこと。

※電子メール以外の方法による質問には回答しない。

※受付期間外の質問には回答しない。

(3) 提出先

「16 事業担当（問合せ先及び提出先）」を参照

(4) 回答方法

質問の内容及び回答は、令和2年7月15日（水）までに「九都県市首脳会議廃棄物問題検討委員会」のウェブサイト (<https://www.re-square.jp/>) に掲載する。なお、質問者の名称は非公開とする。

11 企画提案内容

別紙「令和2年度九都県市首脳会議廃棄物問題検討委員会持続可能な資源利用促進事業に係る啓発キャンペーン等実施業務委託仕様書」の内容を十分に踏まえ、以下の業務について企画提案をすること。

(1) リーフレット、ポスター、Yahooのディスプレイ広告等の各啓発ツールのデザ

イン

(2) キャンペーンサイトのデザイン

(3) キャンペーン等に関する広報手法

ア キャンペーンサイト、チャレンジ省資源宣言ウェブサイト及び PCB 廃棄物の期限内処理の周知拡大手法

イ その他効果的な広報

※広報媒体については制限を設けない。なお、掲出料金は行政対応価格で見込むこと。

(例：メディアの活用、交通広告、雑誌広告、等)

(4) プレゼントキャンペーンにおける委託者提供分のプレゼントの選定案

※プレゼントは、可能な限り本事業の目的に沿ったものにする。

(5) プレゼントキャンペーンにおけるアンケートの手法

ア アンケート項目案

イ 統計分析の手法

ウ 報告書様式

## 12 企画提案書等の提出

(1) 提出書類

ア 企画概要書 ※提案内容を簡潔に1枚にまとめたもの

イ 企画提案書

(ア)「11 企画提案内容」の(1)から(5)について、企画の趣旨及び具体的な事業内容を説明したもの

(イ)業務実施体制(組織体制、実施責任者、担当者)

ウ 経費見積書

経費区分(人件費、事業費、一般管理費、消費税及び地方消費税の総額)ごとに、所要経費を積算すること(各経費の算出根拠も併せて明記)

エ 添付書類

(ア)提案者の概要説明書(パンフレット可)

窓口担当者の氏名、電話番号、ファックス番号、メールアドレス等を含む

(イ)事業実績説明書

類似事業実績、自治体委託業務実績等について、年度、件名、内容などを簡潔にまとめたもの

(2) 提出部数

11部

(3) 規格

ア 原則としてA4サイズ横版の書面で提出すること。

イ 11部のうち、1部のみ表紙に法人名を記載し、残りの10部については委託者が別途

指定する「管理用アルファベット」とすること。また、添付資料に法人名が記載される場合についても同様とする。

(4) 提出期間

令和2年7月7日（火）から7月22日（水）午後4時まで（必着）

(5) 提出方法

持参、郵便、または宅配便で送付

※電子メール、ファックスによる提出は不可

(6) 提出先

「16 事業担当（問合せ先及び提出先）」を参照

### 13 委託先の選定及び委託契約の締結

(1) 審査基準

項目		評価のポイント	配点	
履行体制 及び業務 実績等	履行体制	業務の専門性と見合った人員体制が組まれているか。	5	
	業務実績	業務内容に精通している知識、経験があると考えられるか。	5	
	経費見積の適切性	業務に見合った内容で、適切に経費が見積もられているか。	5	
業務内容 の 妥当性	業務全体	コンセプト 事業の趣旨を的確に理解しているか。 (プレゼント対象品の選定含む)	10	
	啓発関係 リーフレット ポスター(通年) 公共スペース広告 Webページ 等	明確性	事業の趣旨が伝わるわかりやすいデザインであるか。	10
		独創性	オリジナリティがあり、閲覧者の目を引くデザインであるか。	5
		効果	事業の認知度向上や消費者の行動促進に効果的な手法か。	10
		広報	事業を広く周知・広報できる手法か。	10
統計資料の作成	汎用性	シンプルでわかりやすく汎用的に活用できるものか。	5	
その他	総合判断	トータルデザインへの印象度	10	
総合得点			75	

(2) 審査方法

公募締め切り後、提案者からの提出書類により、審査を実施する。

委託先は、「(1) 審査基準」を基に企画提案書の内容、履行体制及び業務実績等を総合的に判断して選定する。

なお、全ての審査を終了し、採用企画案が決定するまでは、審査委員に提案者名を公表しない。

また、審査経過等に関する問合せには応じない。

(3) 審査結果の連絡

審査結果は、すべての提案者に対して通知する。

(4) 契約の締結

審査結果の通知後、委託者と本事業に係る委託契約締結の手続きを行う。

なお、諸般の事情により、企画書の内容について、締結前に一部変更を求めることがある。

### 14 辞退届

参加意向表明書の提出後、本件への参加を辞退する場合は、速やかに下記書類を提出すること。

(1) 提出書類

辞退届

(2) 提出方法

持参又は郵送

(3) 提出先

「16 事業担当（問合せ先及び提出先）」を参照

15 その他

(1) 著作権等

ア 本事業に当たり、第三者の著作権その他の権利に抵触するものについては、受託者の費用をもって処理すること。

イ Webサイト、啓発ツールのデザイン、標語等は令和3年度以降も九都県市が利用できる権利を有するものとする。

(2) 費用の負担

企画提案書作成に生じた経費等、応募に関する費用はすべて提案者の負担とする。

(3) 応募書類の取り扱い

提出された書類は、本事業に係る目的以外には使用しない。なお、提案者へ返却しない。

16 事業担当（問合せ先及び提出先）

九都県市首脳会議廃棄物問題検討委員会事務局

（川崎市環境局生活環境部廃棄物政策担当）

担当：石坂、小澤

〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地

電話：044-200-2558

FAX:044-200-3923

E-mail:30haise@city.kawasaki.jp